

令和7年度からの多子世帯の修学支援制度について(お知らせ)

令和7年度から大学等の無償化制度により、多子世帯に該当する世帯は、所得にかかわらず授業料と入学金が免除になります。(令和7年度に入学した学生および在校生で、申込時点で扶養されている子どもの数3人以上の世帯。入学金の免除は入学生のみ対象です)

手続きは令和7月4日以降に行い、高校での予約はできません。

日本学生支援機構の給付型奨学金(区分Ⅰ～Ⅲ)は引き続き継続されますので、多子には該当しないが給付型奨学金の給付要件(家計・成績)を満たす方はそちらをご利用下さい。

尚、令和7年度入学生については、入学後保護者と学生向けにオリエンテーションを行います。

日本学生支援機構給付型奨学金と多子世帯修学支援制度の違い

	給付型奨学金Ⅰ～Ⅲ	多子世帯修学支援制度(R7年度より)
家計要件	あり	なし
成績要件	あり	あり(継続時)
継続手続	必要	必要
授業料減免	あり 給付区分Ⅰ～Ⅲに応じて	あり
入学金減免	あり 給付区分Ⅰ～Ⅲに応じて(入学時)	あり(入学時) 後日返金
給付金	あり 給付区分Ⅰ～Ⅲに応じて	なし

※多子世帯のみに該当する場合は、授業料と入学金の免除だけが適用となります。

(本校の場合はどちらも全額免除)

奨学金お問い合わせ

担当 白井